

令和元年 6 月定例会の結果

1 陳情書 2 資料（陳情文書表）

1 陳情書

陳情番号	件 名	結 果
陳情第 2 号	主要農作物の種子生産に係わる県条例の制定を求める意見書の提出に関する陳情書	不採択
陳情第 3 号	介護保険制度住宅改修・特定福祉用具に於ける受領委任払いに関する陳情	採択

2 資料（陳情文書表）

陳情第 2 号

主要農作物の種子生産に係わる県条例の制定を求める意見書の提出に関する陳情書

陳情者 杉保裕正

〔陳情趣旨〕

戦後の日本の農業と国民の食生活を支えてきた主要農作物種子法（以下種子法）が、平成 30 年 4 月 1 日をもって廃止されました。

種子法は、昭和 27 年に戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産・普及を進める必要があるとの観点から制定されました。

同法に基づき、これまで静岡県は高品質な原種・原原種の生産・供給や、県の主要農作物である米・麦・大豆の品種開発、品質の向上など、地域農業の振興に大きな役割を果たしてきました。

種子法の廃止は、米・麦・大豆の種子を 100%国産で賄うことを維持してきた法的根拠と、その財源が失われることとなります。とりわけ基幹作物としての米は、価格面、優良品種の維持や開発、品種の多様性などの面で危機的な影響を受けることが懸念されます。

さらに、本案廃止法と並行して成立した「農業競争力強化支援法」においては、種苗に関する知見と施設をすべて民間に積極的に提供すること、また銘柄の集約の取り組みを促進することも定められています。このことは、大手資本参入による品種の淘汰、独占が起

ることが危惧されています。また、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されており、それらは日本の食の安全、食料主権が脅かされることであり、静岡市の農業・農家、そして消費者にとっても重大な問題であります。

種子法廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財源措置のほか、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期することを求める付帯決議がなされています。

以上のことから、静岡市議会として、静岡県において今後も現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するために、主要農作物の種子生産に係わる条例を制定するよう意見書の提出を求めます。

記

[陳情項目]

- 1 静岡県に対し、主要農作物の種子生産に係わる県条例の制定を求める意見書を提出すること。

以上

主要農作物の種子生産に係わる県条例の制定を求める意見書（案）

戦後の日本の農業と国民の食生活を支えてきた主要農作物種子法（以下種子法）が、平成30年4月1日をもって廃止されました。

種子法は、昭和27年の戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産・普及を進める必要があるとの観点から制定されました。

同法に基づき、これまで静岡県は高品質な原種・原原種の生産・供給や、県の主要農作物である米・麦・大豆の品種開発、品質の向上など、地域農業の振興に大きな役割を果たしてきました。

種子法の廃止は、米・麦・大豆の種子を100%国産で賄うことを維持してきた法的根拠と、その財源が失われることとなります。

とりわけ基幹作物としての米は、価格面、優良品種の維持や開発、品種の多様性などの面で危機的な影響を受けることが懸念されます。

さらに、本案廃止法と並行して成立した「農業競争力強化支援法」においては、種苗に関する知見と施設をすべて民間に積極的に提供すること、また銘柄の集約の取り組みを促進することも定められています。

このことは、大手資本参入による品種の淘汰、独占が起こることが危惧されています。また、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されており、それらは日本の食の安全、食料主権が脅かされることであり、静岡県の農業・農家、そして消費者にとっても重大な問題であります。

種子法廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財源措置のほか、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期することを求める付帯決議がなされています。

よって、静岡県におかれては、今後も現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するために、主要農作物の種子生産に係わる条例を制定されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

陳情第3号

介護保険制度住宅改修・特定福祉用具に於ける受領委任払いに関する陳情

陳情者 株式会社ユニバーサル 小田巻 翔

[陳情趣旨]

『介護サービス利用時の一時的な金銭的負担を軽減して欲しい』

介護保険制度居宅サービスの中で、「住宅改修・介護予防住宅改修」「特定福祉用具の購入・特定介護予防福祉用具の購入」のみ償還払いという支払方法が要綱にて採用されています。

償還払いは“一時的な立て替え払い”ですが、支払額が10万円や20万円となる場合も往々にしてあります。また、払い戻しが行われるスケジュールも、領収日の翌月15日に締め切った後、その翌月の還付となります。年金生活をしている高齢者にとって、生活費を圧迫し兼ねない大きな問題です。私も含め事業者にとっては、すぐにキャッシュが生まれる為、償還払いのメリットは少ないのですが、受領委任払いにすることでどれだけ多くの高齢者が救われるでしょうか。

そのため、全国的に見ても多くの市町村は“受領委任払い”を採用し、利用者は1割、2割又は3割分のみ事業者（サービス提供者）へ支払いを行い、残りの9割、8割又は7割分は市町村から事業者へ支払われる仕組みを採用しています。厚生労働省も、受領委任払いの採用に前向きですが、市町村へ判断を任せているのが現状です。

受領委任払いを採用した場合、特に住宅改修に於いては市や担当課へも多くのメリットがあります。一つ目に「事業者を登録制にするため、事業者への指導や情報提供がし易くなる」という点です。現状では、不慣れな事業者による申請手続き方法（書類記入方法など）の間違いが多発しています。事業者が登録制になることで、管理がし易くなり圧倒的に指導や情報提供が円滑に行えるようになります。更には担当窓口の事務負担も軽減されると考えます。

二つ目に「ケアマネジャーや利用者への住宅改修事業者の情報を提供し易くなる」という点です。他サービスは市民から事業者のリストを求められた場合、簡単に事業者一覧を案内することが可能です。そのような事が、住宅改修に於いても可能となります。

最後に「事業者の技術・施工水準が平準化される」ということです。一般的な建築は理解していても福祉・介護の目線で住環境をコーディネート出来る人間は少ないです。経験値を多く持つ事業者がサービスを提供することで更に質の高いサービスへと繋がると考えます。（社会保障審議会 介護保険部会（第60回）参考資料 参照）

利用者だけでなく、市や区の職員へもメリットがある“受領委任払い”を是非、静岡市にも採用頂きたく陳情致します。

[陳情項目]

- 1 介護保険居宅サービス「住宅改修・介護予防住宅改修」の受領委任払いの採用
- 2 介護保険居宅サービス「特定福祉用具の購入・特定介護予防福祉用具の購入」の受領委任払いの採用